

平成 27 年 1 月 30 日

栃木県知事 福田富一様

塩谷町医師会・歯科医師会一同  
医師会会長 尾形新一郎 (尾形 医院)  
歯科医師会会長 齋藤邦浩 (齋藤歯科医院)  
植木雅人 (植木 医院)  
大和田信雄 (大和田内科)  
小島 崇 (風見診療所)  
鈴木良知 (鈴木歯科医院)  
園田省平 (園田歯科医院)  
高瀬 章 (高瀬歯科医院)  
戸村光宏 (戸村 医院)  
和田賢一 (和田歯科医院)

#### 栃木県指定廃棄物最終処分場候補地選定に関する質問書

栃木県の最高責任者である知事には大変な激務の中、県民に対する温かいまなざしを常日頃注いでくださり、町民の健康をあずかる塩谷町医師会・歯科医師会一同ありがたく感謝いたしております。

申すまでもなく、環境省は栃木県指定廃棄物最終処分場候補地に塩谷町寺島入を選定しております。塩谷町はその選定に大いに疑問を持っており、環境省に質問をいたしました。二回目の質問に本年一月回答がありました。環廃対発 1501161 号がそれです。16 項目の質問に対してそれぞれに回答が記されていますが、私共塩谷町医師会・歯科医師会一同は納得いたしておりません。この最終処分場の件に於いて県知事に権限があるわけではないのは十分承知いたしておりますが、福田知事にはぜひとも一肌脱いで頂きたいことがあります。この文書を持参いたしましたので、ぜひ我々の思いを心に留めて頂きたいと願っており、いくつかの質問にご回答賜りたく、またお願いの儀もぜひお聞き届けくださいますようお願い申し上げます。

#### 記

平成 24 年 9 月、環境省は塩谷町寺島入を指定廃棄物最終処分場の建設には適さないとしました。「水域と林床が繋がる環境を生息域とする比較的移動能力の低いニホンアカガエル(県 RDB:絶滅危惧Ⅱ類)、ヤマカガシ(県 RDB:準絶滅危惧)、アズマヒキガエル(県 RDB:要注目)等の両生・爬虫類の他、移動能力の高い鳥類

のクロツグミ（県 RDB：準絶滅危惧）を確認。（中略）水域と陸域を繋ぐなだらかな移行帯が形成され、自然度は高く、造成による動植物への影響は小さくない」としています。さらに「沢からの比高が低く、湧水点も複数の凹地で確認されることから、地下水位は浅いと推察される」「地形はなだらかだが大きな沢と隣接し、河道固定に必要な施設が別途必要」として、具体的な項目を挙げて、環境省自らが最終処分場には不適としています。

私共は、このように不適とされた場所がどうして処分場に適地とされたのか疑問が大いにあります。

このことに対する環境省の答えは以下の通りです。

今回の評価項目は「栃木県指定廃棄物処理促進市町村会議の議論を経て決めた」のであり、平成 24 年に評価したが今回評価項目に含まれない項目については「自然災害を考慮して避けるべき地域を除外する際に評価するほか、詳細調査の際に確認すること等により適切に考慮されているものと考えます」と答えています。

意味がはっきりしない部分がありますが、要するに「前回の項目では評価しない」なぜなら今回の評価項目は「市町村会議で決めたから」というものです。

そこで、福田知事に質問です。

一. 知事は、西荒川に沿って直線距離で 300m もある岸边（蛇行している川なので実際は 350m 以上はある）に、さらに絶滅危惧種がいるような自然度の高い環境を、大きく破壊することなしに、処分場建設ができるとお考えでしょうか？川への汚染は、施設自体が「コンクリート二重構造」であるので「汚染されたものは外に出ない構造」と環境省が答えているのですが、頑丈に作れば作るほど、自然は破壊されると私共は考えております。

二. 環境省の回答（塩谷町の質問 6 に対して）によると、寺島入は自然災害を考慮すべき地域でもないし、特に自然環境を保護する地域でもないとし、「詳細調査」を行う目的は「事業実施の観点から施工が可能なことを確認するために行うものです」としています。つまり、絶滅危惧種がいようが、水が湧こうが、川の岸边であろうが、詳細調査には関係がないということです。「調査の結果寺島入は処分場建設に不適である」とする選択肢はなく、工事が安全に行われるようにするための詳細な調査に外なりません。

知事はこのことをご存じの上で、塩谷町に詳細調査を受け入れるよう要請するのででしょうか。

三. 先の衆議院選挙での塩谷町の投票結果はご承知の事と思います。塩谷町の民意は明らかです。「処分場を造る」と言われれば、選挙で時の政権に反対の意思表示をするのは当然だという冷静な受け止め方もできるでしょう。しかし、昨

年 10 月、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は白紙撤回を求める署名を 173,573 人も集め、環境省に提出したことをいかがお考えでしょうか。私共は単に反対の署名をお願いしたわけではありません。高原山麓や、寺島入の自然を訴えたからこそ、塩谷町以外の人たちからも、県内さらに県外の人たちからも署名を頂けたのです。選挙結果もさることながら、署名数が塩谷町住民の 10 倍をはるかに超えたことに対して、知事のお考えをお願いします。

四. 高原山麓には豊かな自然があります。その一角に最終処分場が建設されようとしています。知事が視察をされたおり、大滝や大滝風景林をご覧になったと報道されています。このような自然に対する知事のお考えをお聞かせください。

五. 昨年 11 月 9 日の市町村長会議で「放射線量は減衰するので、ある時点で掘り返して原状復帰」することを、知事をご提案なさいましたが、この提案が「誤解を解く鍵」になると、記者会見でお話になったと仄聞しております。そこで、お聞きします。誤解とは、どういう誤解なのでしょう。先に述べたように二重構造のコンクリートの巨大な施設そのものが環境破壊になると、塩谷町医師会・歯科医師会一同は考えているのです。

また、知事は昨年 11 月 1 日に栃木県医師会・栃木県郡市医師会・大学医師会が「美しい自然と清らかな水を守るしおや宣言」を全会一致で承認したことをも「医師会は誤解している」とおっしゃったと思いますが、これも何をどう誤解しているのかお教えてください。

塩谷町医師会・歯科医師会からのお願い。

指定廃棄物最終処分場に関して、1 月 28 日に行われた茨城県の市町村長会議では半数の自治体が現地保管を継続することを支持したため、小里泰弘環境副大臣は「現地保管も排除しない」と話したと報道されています。

そこで、上記の質問に付け加えまして、ひとつ福田知事にお願ひがあります。平成 12 年に国の事務を代行する「機関委任事務」が廃止され、国と地方の関係は対等になりました。そこで、多くの栃木県民（もちろん塩谷町民も県民です）の気持ち、173,573 人の署名された人々の意志をお汲み取り下さり、国に対して物申して頂きたい、ということです。そうすれば環境省の考えも少しは「まともな方向に」変わると思います。ぜひとも県知事にはリーダーシップを発揮して頂き、市町村長会議を開いて、県内 1 か所施設しか解決策はないのか、ご検討をお願いします。

以上